

■学校適正配置の実施方策（案）

学校適正配置の主な手法としては、「通学区域の見直し方式」、「学校の統合方式」、「学校の分離・新設方式」、「小・中一貫校方式」などが考えられる。小規模校及び大規模校を解消し適正化を図るためには、それぞれに適した対応が必要であり、本市の学校適正配置については、次の方策により実施する。

なお、通学区域の見直しを行う場合は、地域の歴史や学校との社会的なつながりなどの地域特性に留意するものとする。

（１）小規模校の対応

適正規模に満たない小規模校について、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合は、隣接校との統合を検討する。

統合の場合の存続校は、原則として児童生徒数の多い学校とし、学校施設は存続校の校地・校舎を可能な限り利用する。但し、適正配置の観点や学校施設等の状況によっては異なるケースも考えられることから、統合を進めるなかで、保護者や地域住民の合意が得られる場合は、この原則に縛られるものではない。

また、通学距離等の観点から必要に応じて通学区域の見直しも併せて検討する。

（２）大規模校の対応

適正規模を超える学校について、短期的には学校施設の増改築で対応し、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合は、通学区域の見直しを検討する。

なお、これら必要な対策を講じても適正規模が安定的に確保できないと判断した場合は、学校の分離・新設を検討する。